

第三セクター等に関する基本方針

令和 4 年 9 月 改訂

平成 23 年 2 月 改訂

(平成 18 年 10 月 制定)

都 城 市

目 次

基本方針策定の趣旨	2
第1章 第三セクター等の定義	3
第2章 第三セクター等に関する基本方針	4
I 第三セクター等に関する基本方針	4
1 基本方針	4
2 第三セクター等の経営に対する市の関与	4
II 指導、監督等方針に関する事項	4
1 経営改善に関する事項	4
2 人的支援に関する事項	5
3 財政的支援に関する事項	6
4 会計処理に関する事項	6
5 情報公開等に関する事項	7
6 その他の事項	7
III 第三セクター等の設立に関する事項	9
1 設立に関する例外的取扱いに関する事項	9
2 第三セクター等の設立に関する意志決定手続きに関する事項	9
IV 第三セクター等の点検評価・見直し方針に関する事項	10
1 点検評価に関する事項	10
2 見直し方針の決定とその対応策に関する事項	13
第3章 市議会への報告	17
参 考 資 料	18
□ 地方自治法、地方自治法施行令関係	19
□ 第三セクターに関する指針の改定(H15.12)	20
□ 公益法人の設立許可及び指導監督基準(H9. 12 改正)	25
□ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(H18.6)	28
□ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(H18.6)	29
□ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について(H18.7)	29
□ 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(H18.8)	29

基本方針策定の趣旨

【現況と経緯】

第三セクター等の状況に関する調査結果(令和3年3月／総務省自治財政局、公営企業課)によると、第三セクター等のうち3,665法人(59.9%)が黒字、2,452法人(40.1%)が赤字となっている。全国的に、第三セクター等の経営状況は、良いとは言えない状況にある。

また、現在、第三セクター等が管理している「公の施設」について、昭和38年の地方自治法改正により、「公共団体又は公共的団体」に公の施設の管理を委託することができるようになった。その後、平成3年の改正においては、「普通地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるもの」が追加され、現在の第三セクター等はこれを根拠に設立されたものが多い。

しかしながら、平成15年6月に「管理委託制度」から「指定管理者制度」へと法改正が行われたことに伴い、公の施設の管理主体がこれまでの「公共団体、公共的団体、地方公共団体が出資する法人(いわゆる第三セクター)」に加え、民間企業やNPO、その他任意団体へと管理主体が拡大されたところである。この指定管理者制度への移行により、第三セクターの存在意義は薄れたと言われてはいるが、第三セクター等が設立された趣旨を踏まえ、そのポテンシャルを最大限発揮できるような第三セクター等のあり方を、市が主導で検討をすることも必要である。

【課題】

本市の第三セクター等については、市町村合併前にそのほとんどの法人が、行政主導で設立されてきた。その背景には産業振興、教育文化の振興、社会福祉事業の充実といった公共・公益的な事業により、地域振興や雇用の確保等、住民福祉の向上に大きく貢献するという期待が込められてのことである。

また、1市4町の合併により、健康増進施設(温泉施設)を運営する法人が5法人になるなど、類似法人も見受けられていたが、このうち1法人については、合併前から既に経営悪化状態に陥っており、平成18年4月に市が所有していた株式を民間にすべて売却し、完全民営化を進めた。その後、各社の経営課題を解決し、経営資源の有効活用とスケールメリットを実現し、経営環境の変化への対応力を強化するために平成30年4月には残る4法人を合併し、1法人としたところである。

第三セクター等の経営悪化は、市の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、第三セクター等について総点検を行い、当該法人が設立目的に応じて効率的・効果的な事業推進を図っているか、設立目的は今日においても時代の要請に適っているか、また、実施する事業について今後も市が関与していくべきかなど、法人の存在意義を十分考えるとともに、存続の必要性のあるものについては、自立した第三セクター等の確立に向け、市主導による施策の展開やモニタリングを通じた積極的な指導等が望まれるところである。

【今後の取組み】

このため、市においては、「第三セクターに関する指針(平成15年12月 総務省自治財政局長)」、「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月閣議決定、平成18年8月一部改正)」、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針(平成26年8月5日 総務省自治財政局長)」などの指針や関係法令を踏まえ、今後の第三セクターにおける健全経営の確保及び市の関与等について適切に対処していくために策定した本基本方針を元に、第三セクターの経営改善等に積極的に関与していく。

第1章 第三セクター等の定義

本基本方針でいう「第三セクター等」とは、下記に示す①から③のいずれかの要件を満たす法人とする。市の監査・調査権が及ばない出資等比率が 25%未満の出資等法人¹及び県等他の地方公共団体が主導して設立した法人を除く。

- ① 市の出資等比率が 25%以上の社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人(以下「法人」)
- ② 法人設立にあたって市が大きく関与し、かつ公的支援(人的支援²及び財政的支援³)を行っている法人
- ③ 地方公社⁴

第三セクター等の定義を満たしている法人

法人名	出資等比率	要件①	要件②	要件③
都城まちづくり (株)	66.67%	○	○	
道の駅山之口 (株)	35.00%	○	○	
都城ぼんち地域振興(株)	50.10%	○	○	
(株)ココニクル都城	100.00%	○	○	
一般財団法人 都城市スポーツ協会	20.00%		○	
一般財団法人 都城圏域地場産業振興センター	38.00%	○	○	
公益財団法人 都城育英会	3.02%		○	
公益財団法人 都城市文化振興財団	100.00%	○	○	
公益社団法人 都城市シルバー人材センター	—		○	
一般社団法人 都城観光協会	—		○	
一般社団法人 都城スポーツコミッション	100.00%	○	○	
社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	0.00%		○	
都城市土地開発公社	100.00%	○	○	○

¹ 地方自治法第 199 条、第 221 条、第 243 条の 3 の規定並びに同法施行令第 140 条の 7、第 152 条、173 条の規定及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)第 57 条の規定に基づき定義した。

² 「法人役員への市特別職の就任」、「市職員の派遣」に加え、「恒常的に法人の役職員に市 OB 職員が再就職している」ことをいう。

³ 当該法人に対し、市が恒常的に運営費補助金や事業費委託金など(指定管理料を除く)の財政的支援を行っている場合をいう。

⁴ 地方自治法第 199 条及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年 法律第 47 号)の第 57 条に基づき定義した。

第2章 第三セクター等に関する基本方針

【Ⅰ 第三セクター等に関する基本方針】

1 基本方針

本市の第三セクター等に関する基本方針は次のとおりとする。

- 方針1 市は、出資等比率、法人形態等を踏まえ、法人経営に関して、適切な指導、監督または要請を行うものとする。
- 方針2 市は、新たな第三セクター等の設立は行わないものとする。
- 方針3 市は、定期的に第三セクター等の経営状況等について点検評価を行い、必要に応じて公的支援の見直しなど、適切に対処するものとする。

2 第三セクター等の経営に対する市の関与

本市の第三セクター等に対しては、法人に対する出資等比率を踏まえ、指導、監督、要請等の関与を行う。

1 市の出資等比率が50%を超える第三セクター等

地方自治法第221条及び第243条の3に基づき、経営全般に対して指導、監督を行う。

2 市の出資等比率が50%未満の第三セクター等

行政改革推進法の趣旨を踏まえ、50%以上の第三セクター等に準じて経営の適正化について要請する。

【Ⅱ 指導、監督等方針に関する事項】

所管部局は、以下の事項について、第三セクター等に対する市の出資等比率、法人形態、公的支援状況、収支状況等を踏まえながら、指導、監督等を適切に行うものとする。

1 経営改善に関する事項

1) 経営改善計画の策定と定期的な見直し

- ① すべての第三セクター等は、国・県の政策・施策の方針・方向性、当該法人の設立目的、市の総合計画など地域において果たすべき役割等を踏まえ、中・長期的な視点に立った3～5カ年を計画期間とする経営改善計画を策定し、これに基づいた計画的な組織運営や事業推進に努めること。

- ② 経営改善計画の策定にあたっては、第三セクター等の自立化促進、職員の意識改革の観点から、当該法人が主体的に行い、必要に応じて市と協議し、又は外部の専門家を活用すること。
- ③ 経営改善計画は、経営環境の変化、法令改正等に応じて適宜、見直すこと。

2) 数値目標の設定

経営改善計画については、経営努力目標として、売上高、利用者数、経費節減、職員数などの項目について、施設の特性に応じて適切な数値目標を設定すること。

3) 経営改善計画の進行管理と評価

- ① 第三セクター等は、毎年度終了後、経営改善計画の各項目の達成度等について検証・評価を行い、今後の経営に反映させること。併せて、検証・評価結果については所管部局に報告すること。
- ② 所管部局は、毎年度、経営改善計画に照らし、経営改善計画に係る各種経営指標等や取組み状況等を確認するとともに、それらを踏まえ指導等を行うこと。なお、当該法人の経営状況の確認・評価にあたっては、必要に応じて外部の専門家を活用し、より専門性・客観性を高めるよう努めること。

4) 経営改善計画に記載すべき事項

第三セクター等は、以下の事項について記載した経営改善計画を策定すること。

①「経営方針」	法人の設立目的等を踏まえた使命・役割や、自立を目指した経営基盤の確立を図るために定めた法人の今後の基本的な方針を示す。
②「経営目標」	経営方針を踏まえて計画期間内に達成すべき目標を掲げ、主な目標については具体的な数値目標を設定する。
③「事業計画・実施方策」	経営目標を達成するため、法人の特性やノウハウを活用した付加価値の高い事業を実施するなど、具体的な事業やその実施方策を定めるとともに、事業指標を掲げて年度ごとの数値目標を設定する。
④「収支計画」	計画的な経営改善を推進するための数値を設定する。
⑤「市財政支出等」	市から支出されている補助金及び委託金についての削減計画を記載する。
⑥「組織・役職員数」	効率的な組織体制となるよう数値目標(削減計画など)を設定する。
⑦「改革への取組」	その他経営改善に資するような取組みについて、具体的に記述する。

2 人的支援に関する事項

第三セクター等に対する人的支援については、「自立化、経営健全化の促進」、「指定管理者選定に伴う公正性・公平性の確保」、「法人職員の財政的な行政依存意識の払拭」などを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

1) 役員就任

- ① 第三セクター等の代表者については民間人の就任を優先すること。
- ② 第三セクター等の役員就任については、市長に偏らないよう配慮すること。
- ③ 役員数削減の観点から、同一法人への役員への市特別職の就任は、最小限に留めること。

2) 職員派遣

- ① 市職員(部長級以下の職員)の派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)等の趣旨を踏まえ、派遣目的、職務、人数、期間等に関する具体的な必要性を明確にした上で、派遣を行うこと。
- ② 市職員の派遣が恒常化しないよう、設立後一定の期間(概ね3ヵ年)が経過した場合、事業が軌道に乗った場合など、適時適切に派遣の必要性や規模を見直し、第三セクター等の経営改善計画等や人材確保育成策と連動して計画的に派遣職員の引揚げること。

3) その他

- ① 役員就任による経営参画に代わって、法人の役員、民間有識者、市職員で構成する経営委員会又は運

当委員会等を設置し、経営に参画することについても検討すること。

- ② 公益法人等の役員、事務局長については、一部、市職員 OB の登用も見受けられるところであるが、今後、法人の経営健全化や自立化が望まれる法人については民間経営感覚を持った人材の登用を検討すること。

3 財政的支援に関する事項

第三セクター等に対しては、市からの財政的支援がない、又は財政的支援をできるだけ抑制した「自立した第三セクター等」となるよう、以下の事項について取組みを行うものとする。

1) 積極的な自主財源の確保

第三セクター等経営の自立化・健全化という観点から、事業収入、会費、寄附金など収入の確保を図るとともに、収益性の高い事業の実施、国・県補助事業の積極的活用、民間企業との業務提携の検討を行うよう、指導、要請を行うこと。ただし、財団法人、社団法人の場合、収益事業は公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであることに留意すること。

2) 安易な行政補填の回避

補助対象事業の特定、事業運営の効率化等の指導を強化し、収支赤字を補填することを目的とした安易な財政的支援は行わないこと。

3) 必要最小限度の運営費補助金等の交付

- ① 恒常的な運営費補助金(人件費補助等を含む)や負担金、事業費補助金については、毎年度、費用対効果等の観点からその必要性を検証するとともに、経費節減に向けた第三セクター等の自助努力をさらに促すこと。
- ② 特に、運営補助金については、第三セクター等の収支内容、運営体制、法人規模等の検証を行い、業務や役員数、給与水準等の見直しなど、必要に応じて専門家(会計士など)を活用しながら、経費節減に向けた取組みを積極的に行うこと。

4) 第三セクター等の資金調達に関する損失補償等

- ① 損失補償は、原則として、行わない。
- ② 市の特別職等が、私人の立場で第三セクター等の債務を保証することも、公職の立場における契約と混同される恐れがあるため厳に避けること。

5) 業務委託のあり方の見直し

- ① 第三セクター等を委託先としている場合は、当該法人の持つ専門的な知識、技術等を活用したものになっているか、必要な成果が上がっているか、委託を継続する必要があるか、透明性や競争性を確保したうえで契約となっているか等の観点から、業務委託のあり方を適宜見直すこと。
- ② 第三セクター等との随意契約については、疑義を抱かれぬよう、市の契約に係る指針(都城市財務規則、都城市物品・役務等競争入札の執行に関する要綱、都城市建設工事等競争入札の執行に関する要綱等)、に沿って適切な対応を行うこと

4 会計処理に関する事項

1) 会計処理体制等

市の会計処理方法やチェック体制を踏まえ、定期的(監査とは別に年1回以上)に第三セクター等における会計処理、チェック機能等の執行体制や監査体制を的確に把握し、適切な指導、監督等を行うこと。

2) 補助金等の会計処理

市から第三セクター等に対して支出されている各種負担金、補助金、事業委託料、指定管理料等については、市の補助金交付要綱や予算執行基準、業務仕様書等に基づいて適正に処理されているかを確認し、支

⁵ 取締役会や理事会の下部組織として位置づけ、経営課題や組織運営上の課題等について外部から委員を招いて協議検討する組織をいう。

出の範囲において必要に応じて適切な指導を行うこと。

5 情報公開等に関する事項

1) 情報公開対象の第三セクター等

情報公開対象の第三セクター等は、市の出資等比率が 50%以上のもの、市の出資等比率が最も大きいもの⁶、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人⁷とする。

2) 情報公開の内容

所管部局は、市 HP を通じ、最新の事業概要や事業内容、財務状況、市の関与の状況、市による監査結果、市による点検評価の結果等について毎年度公表する。なお、公表様式は、「様式1 都城市第三セクター経営状況報告書」とおりとする。

3) その他

市の出資等の比率が 25%以上の法人については、行政改革推進法を踏まえ、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう第三セクター等に要請すること。

6 その他の事項

1) 関係法令の遵守

第三セクター等は、組織運営・業務運営にあたって関連法令を遵守し、自らが責任を持って設立の目的や趣旨を踏まえ、健全で効率的な運営に努めること。特に、財団法人及び社団法人については、認可にあたって「財産の適正な管理・運用」「公益法人の株式保有の禁止」などに関する制約等があるので留意しながら運営に努めること。

2) 役職員の報酬、給与等

第三セクター等の役職員の報酬等について、市は下記事項について指導、又は要請を行うこと。

- ① 役員の報酬・退職金に関する規程の整備を行うとともに、その公開を行うこと。
- ② 役職員の報酬・退職金等については、市職員の給与等の水準と比べて不当に高額とならないよう留意すること。
- ③ 役職員の報酬・退職金等については、類似団体の状況、当該第三セクターの財務状況等を勘案の上、定めること。
- ④ 特殊勤務手当等は、その必要性を検討し、統合、廃止、額や率の適正化を図ること。
- ⑤ 累積損失がある第三セクター等の等場合には、役員報酬のあり方について十分に検討すること。
- ⑥ 第三セクター等に再就職する市 OB 職員の第三セクター等における退職手当は支給しないこと。

3) 第三セクター等株式の取扱い

第三セクター等の株式については、下記のとおり取り扱うものとする。

- ① 市保有株については、経営譲渡や完全民営化等、特段の効果が見込まれない限り売買等は行わないものとする。
- ② 第三セクター等が自社株として保有する株式についても同様とする。

⁶ 地方自治法及び第三セクターに関する指針(平成 15 年 12 月 総務省)に基づく。

⁷ 公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成 8 年 9 月 閣議決定 同 9 年 12 月 一部改正)に基づく。

様式1 都城市第三セクター等経営状況報告書

作成基準日	年 月 日	作成担当部署	都城市 部 課 電話 0986- -	第三セクター等の業務概要						
第三セクター等	名 称				【目的】					
	代表者									
	所在地	〒 都城市								
	設立年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	ホームページアドレス							
資本金	千円（市出資等額 千円、 出資等割合 %）									
役職員数及び給与の状況	役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者)※非常勤・パートを除く。	職員平均年齢※非常勤・パートを除く。	職員の平均年収(千円)※非常勤・パートを除く。				
	()			()						
財務状況	貸借対照表から	項目	金額(千円)			損算計算書・収支計算書から	項目	金額(千円)		
			前々年度	前年度	本年度			前々年度	前年度	本年度
		資産合計					売上高又は総収入			
		負債合計					(うち市からの指定管理料、事業委託料、補助金・負担金等)	()	()	()
		(うち有利子負債)	()	()	()		経常損益			
		資本合計					当期損益又は当期収支差額			
(資本合計) - (資本金)				当期未処分損益又は次期繰越収支差額						
第三セクター等への関与の状況	1) 財政的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
		前々年度	前年度	本年度						
	①補助金									
	②利子補給金									
	③税の減免									
	④その他()									
	⑤その他()									
	⑥その他()									
	合計									
	参考(事業・業務委託料、指定管理料)									
	2) その他の財政的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
		前々年度	前年度	本年度						
①損失補償契約に係る債務残高										
②貸付金残高										
③出資金										
合計										
3) 人的支援										
(具体的な内容)										
地方公共団体による監査結果										
地方公共団体による点検評価の結果	経営状況についての予備的診断における評価		⇒ A: 経営努力を行いつつ継続 ⇒ B: 事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要 ⇒ C: 深刻な経営難あり、経営の観点から事業の存廃を含めた検討が必要							
	今後の方向性 :	(存続、民間譲渡、完全民営化など)								
	今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題									
	その他									
その他の特記事項										

【Ⅲ 第三セクター等設立に関する事項】

1 設立に関する例外的取扱いに関する事項

市は、新たな第三セクター等の設立は行わない方針であるが、当該事業を行うにあたって、

- ① 法令等の規定により出資等法人の設立が義務づけられている場合
- ② 既存の法人や他の事業実施方式(行政直営方式、公営企業方式、指定管理者制度方式、PFI方式など)が活用できない場合

といった真に止むを得ない場合は、下記の留意事項を踏まえ慎重に検討し、設立に向けて取組みを進めるものとする。

1) 法人設立にあたっての留意点

- ① 第三セクター等を活用して実施しようとする事業について、市と民間事業との役割分担及び責任の明確化等の観点から、その必要性や市の役割を十分検討すること。
- ② 第三セクター等の経営については、民間の経営感覚が活かされるよう配慮すること。
- ③ 市主導型による設立の場合は、市と他の出資団体(企業・個人を含む。)との間で、市が負う責任やリスク、役割分担の明確化について合意を得ておくこと。
- ④ 第三セクター等を設立する場合は、解散等も視野において、人員の確保や解散の場合の職員等の処遇についてあらかじめ取り決めておくこと。

2) 法人形態の選択にあたっての留意点

- ① 第三セクター等の法人形態については、設立目的、実施する事業の性格、事業分野の特性、公共性及び公益性の度合い等から総合的に判断し、民法に基づく公益法人(財団法人・社団法人)、会社法に基づく法人(株式会社)など、それぞれの特色を踏まえ、適切な法人類型を選択すること。
- ② 特に、会社法法人の形態を選択する場合は、資金調達や市場原理に基づく独立採算が原則であるので、市として参画、関与することの必要性や意義、中・長期的な事業の採算性の見通し等について慎重に検討すること

3) 市の出資等の額を決定するにあたっての留意点

- ① 市の出資等の額は、第三セクター等の設立目的、事業内容、設立の経緯、行政と民間との役割分担、採算性の度合い、中・長期的な収支見通し等から総合的に判断すること。
- ② 市の主導性を確保する必要がある場合には、出資等の比率が一定規模以上となるよう配慮すること。
- ③ 公益法人を設立する場合の基本財産の額は、第三セクター等の運営に要する基本的な経費を賄うことができる規模や、類似団体の状況、共同出資者等との関係等を勘案して検討すること。
- ④ 会社法法人の設立にあたっては、適正な事業内容や規模に見合った適切な資本金を設定し、中・長期的な採算性の見通しを踏まえた上で、市の責任や役割に応じた適切な出資額とするよう慎重に検討すること。

2 第三セクター等設立に関する意志決定手続きに関する事項

第三セクター等の設立に加え、既存の第三セクター等に対する新たな出資等については、

- ① 所管部局であらかじめ十分な検討(一般市民及び関係者等のニーズの把握を含む。)を行い、
- ② 都城市行政改革推進委員会(以下「推進委員会」という。)で検討のうえ、
- ③ 必要に応じて都城市行政改革推進会議に助言や意見を求め、
- ④ 都城市行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)又は庁議に付議し、

市として、第三セクター等の必要性、事業効果、市の財政負担額等について審議・決定する。

【Ⅳ 第三セクター等の点検評価・見直し方針に関する事項】

1 点検評価に関する事項

所管部局は、所管する第三セクター等について3年に1回、当該年度の7月末日までに、次の4つの事項について点検評価を実施し、経営状況の把握及び見直しの方向性の判断を行う。

- ① 事業適否等の評価
- ② 役割達成の評価
- ③ 財団法人・社団法人の公益性の評価
- ④ 経営安定性の評価

※ただし、新たに第三セクター等を設立した場合は、採算性等について適正に評価するため、設立後事業を開始して、3ヶ年以上経過した法人を対象とする。

1) 事業適否等の評価

第三セクター等が行っている事業類型や民間競合企業の有無、第三セクター等としての存在意義(市が関与すべき事業かどうかなど)、費用対効果について定性的に評価すること。

点検項目	判定	見直しの方向性
1) 「低収益事業⁸」、又は「非収益事業⁹」に属する事業である。 <input type="checkbox"/> 事業の収益状況 ¹⁰ を判断し、本来、民間企業が実施する「高収益事業 ¹¹ 」、又は行政が実施する「非料金事業 ¹² 」でないかを判断する。	YES	⇒さらに経営努力を行いつつ事業は継続する。
	NO	⇒市関与の撤退(出資引揚げや株式譲渡等による完全民営化など)を含めた検討が必要である。
2) 類似又は競合する事業内容を行う第三セクター等や民間の営利企業、非営利団体はない。	YES	⇒さらに経営努力を行いつつ事業は継続する。
	NO	⇒法人統合や民営化について、そのメリット・デメリットの観点から検討する必要がある。
3) 第三セクター等としての存在意義が認められ、市が施策・事業を推進していくうえで、法人の役割は必要である。 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度の導入に伴い、法人の存在意義は依然として認められるか。また、市の施策・事業との関係は薄くなったものの、法人としては引き続き社会的に大きな役割を果たしているか。	YES	⇒さらに経営努力を行いつつ事業は継続する。
	NO	⇒法人廃止、市の関与の撤退(完全民営化)を検討する必要がある。
4) 人的支援や財政負担に見合った、地域内外住民の直接的な当該事業の利用とともに、外部効果がある。 <input type="checkbox"/> 地場産品の有効利用、域外需要の獲得などにより、所得、消費、税収、波及効果による雇用増加が見込まれるか。当該地域のイメージアップ、町おこし気運の醸成が図られるか。(※雇用確保のために第三セクター等を設立するものではないことに留意すること。)	YES	⇒さらに経営努力を行いつつ事業は継続する。
	NO	⇒抜本的な事業内容の見直しを検討する必要がある。

⁸ 設備投資額の回収期間が10～15年程度必要な事業

⁹ 設備投資額の回収期間が長期間、例えば30年程度必要な事業

¹⁰ 建物・設備等の減価償却費を経費として計上した場合、0～5年程度で黒字になるようなら「高収益事業」、10～15年程度で黒字になるようなら低収益事業と判断できる。

¹¹ 設備投資額の回収期間が0～5年程度必要な事業

¹² 施設の使用料を徴収しないいわゆる公共施設(一般道路など)

2) 役割達成の評価

第三セクター等の役割である「公共性の担保(公共サービスの内容、質など)」と「経営状況(累積欠損金の有無、収支改善の状況)」を達成しているかどうかを定性的に評価すること。

点検項目	判定	見直しの方向性
1) 現に実施している公共サービス供給(内容、質、安定性、価額の妥当性)について、第三セクター等の設立目的と整合性がある。 <input type="checkbox"/> 公共性達成指標として、公共サービス供給について「事業の内容、事業の質、事業の安定性(利用状況)、サービス価額」について総合的に判断する。	YES	⇒さらに経営努力を行いつつ事業は継続する。
	NO	⇒事業内容等の抜本的な見直し、又は市関与の撤退(出資引揚げや株式譲渡等による完全民営化など)を含めた検討が必要である。
2) 累積欠損金¹³はない。	YES	⇒第三セクター等の必要性について再検討する必要がある。
	NO	(⇒「4)の経営状況診断」を検証する。)
3) 累積欠損金はあるが、収支改善を実現している。(単年度赤字額が減少傾向にある。) <input type="checkbox"/> 単年度赤字額が年々減少傾向にあるか、増加傾向にあるか、それとも不変かを判断する。減少傾向にあるものは経営改善が進んでいることになる。	YES	⇒さらに経営努力を行いつつ事業は継続する。 ⇒類似性を有する法人がある場合は、統合について検討する。
	NO	⇒事業内容、組織体制等の大幅な見直しによる抜本的な経営改善、又は事業の廃止、撤退、民間譲渡などを含めた検討が必要である。

3) 財団法人・社団法人の公益性の評価

財団法人・社団法人については、その公益性の評価について行うこと。

点検項目	判定	見直しの方向性
1) 公益性があると認められる。 <input type="checkbox"/> 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の別表(第2条関係)の事業に該当すること、及び第15条に定める公益目的事業比率が2分の1以上であること。	YES	⇒さらに経営努力を行いつつ事業は継続する。
	NO	⇒①一般社団法人又は一般財団法人として存続するか、②法人の財政基盤強化の観点から解散して株式会社に組織改編を行うのか、③必要な事業費の交付とともに公益目的事業を担わせるのか、などについて検討が必要である。

4) 経営状況診断

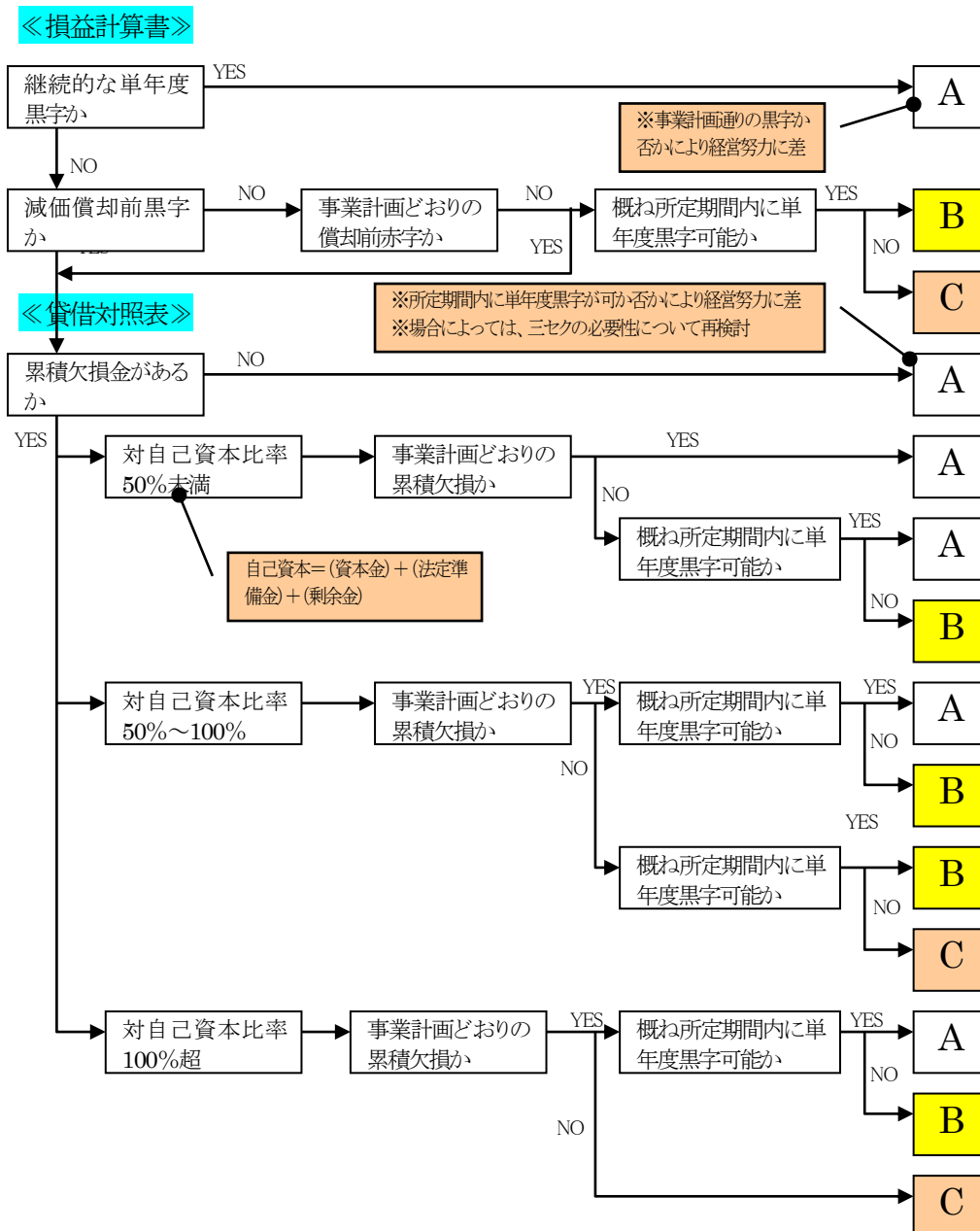
損益計算書及び貸借対照表から、経営状況、特に経営の安定状況の評価、診断を行うもので、以下に示すフロー図に従い、「当初事業計画どおりの累積欠損金の額か」「所要の期間内¹⁴に単年度損益が黒字化する収支レベルの軌道に乗っているかどうか」を把握しながら、診断、判定を行うこと。

¹³ 累積欠損金は、通常は減価償却費を負担した後の当期利益の累積額をいうが、都城市の場合、第三セクター等に対しては施設については無償貸与しているため、考慮しないこととする。

¹⁴ 都城市の場合、施設を無償貸与しているため、通常は1～3年以内と考えるのが妥当である。

判定	見直しの方向性
A	⇒経営努力を行いつつ事業は継続する。
B	⇒事業内容の大幅な見直し等による抜本的な経営改善が必要である。 □ 第三セクター等経営に改善余地はないか、その他第三セクター関係者に改善余地はないか、公共補填が不十分でないか、抜本的自力経営改善方策の余地はないか、抜本的自治体の支援策の余地はないか、事業改善(縮小を含む)の余地はないかなどについて検討を行う。
C	⇒深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の廃止等を含めた検討が必要である。

経営状況診断のフローと見直しの方向性



2 見直し方針の決定とその対応策に関する事項

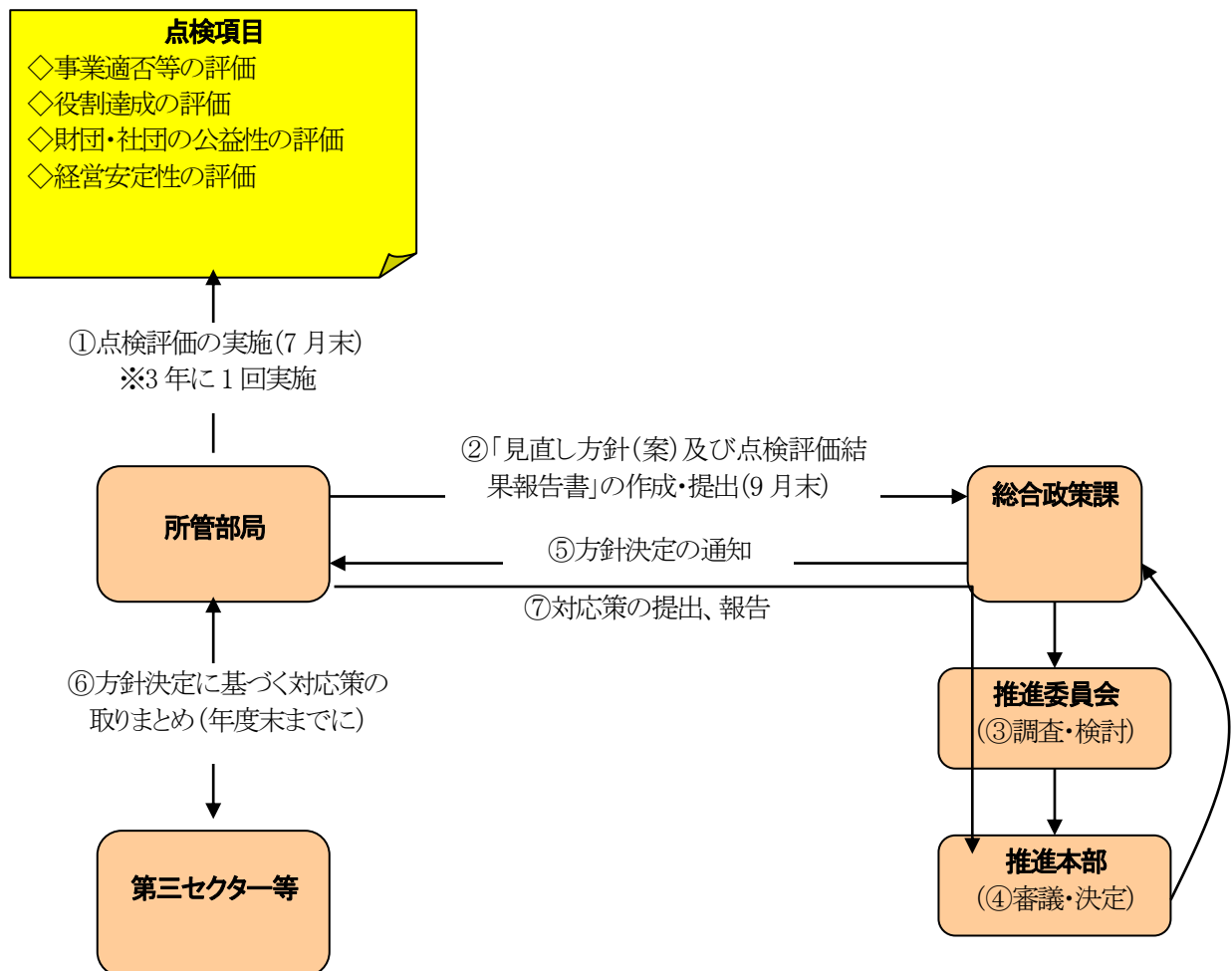
所管部局は、特に第三セクター等に対する市の出資等比率、公的支援状況に留意しながら、

- ① 「1 点検評価」に基づく各点検項目の見直しの方向性を総合的に判断して、
- ② 以下に示す「見直し方針(案)1」から「見直し方針(案)7」を参考にしながら、「様式2 都城市第三セクター等見直し方針(案)及び点検評価結果報告書(以下「報告書」という。)」を3年に1回作成し、当該年度の9月末日までに総合政策課に提出する。

総合政策課は

- ③ 提出された「報告書」について、推進委員会で協議・検討を行い、
- ④ 推進本部で見直し方針を審議、決定し、所管部局は、
- ⑤ 所管部局はに方針決定を通知する。
- ⑥ 推進本部において決定された見直し方針に基づき、当該第三セクター等と協議しながら「経営改善計画」の改訂など具体的な対応策を当該年度末までに取りまとめ、
- ⑦ 総合政策課に提出する。

総合政策課は、対応策について、推進委員会、推進本部に提出、報告する。



1) すべての点検項目について「さらに経営努力を行いつつ事業は継続する」と判断された第三セクター等

見直し方針(案)1 さらに経営努力を行いつつ事業を継続する

すべての点検項目について「さらに経営努力を行いつつ事業を継続する」と判断された第三セクター等については、今後も引き続き今日的視点に立った組織や事業執行の見直し、経費節減などによる更なる効率化や効果的な事業展開の推進、自主財源の確保など経営改善や業務の活性化などに取り組み、市からの「財政的支援」、「人的支援」及び「その他の支援」を極力受けることなく事業を展開していくことを目指すこと。

計画策定等の 取組み方向	従前の経営方針・事業計画に基づいて経営努力に取り組む。ただし、未策定の場合は新たに策定する。
-----------------	--

2) 点検項目において1項目でも「見直しが必要」と判断された第三セクター等

- ① 当該点検項目の見直しの方向性に基づき、以下の方針2から方針7に沿った見直し方針(案)を策定すること。
- ② 特に、深刻な経営悪化の状況等にあると判断された場合は、その原因を検証するとともに、さらに詳細な検討を加えること。
- ③ なお、第三セクター等としての存廃を含めた検討を行う場合は、下記の2点に留意すること。

◎ 市の責任

第三セクター等の解散、統廃合に伴い債権債務関係の整理を行う場合には、市が出資等者として負う責任はあくまでも出資等の範囲内であり、これを越えた責任は存在しないことを、当事者間のもとより、対外的にも明確にするよう努め、市が過度の負担を負うことがないよう留意すること。

◎ 関係者間の密接な連携

複数の地方公共団体等が出資等している第三セクター等については、第三セクター等の存廃等の判断やその後の取組みに当たり、関係者間で連携を密にしつつ、出資等の比率に応じて責任を持った対応をとること。

見直し方針(案)2 事業内容等の見直しを行った上で存続する

社会経済情勢の変化に基づき、事業効果が低下していると見られるもののうち、引き続き第三セクター等としての存在意義が認められるものについては、抜本的な組織や事業内容等の見直し、自主財源のより一層の確保等について検討し、具体的な改善策など必要な対策について「経営改善計画」の改訂を行うこと。

計画策定等の 取組み方向	従前の経営方針・事業計画・経営改善計画の見直しに取り組む。ただし、未策定の場合は、新たに策定する。
-----------------	---

見直し方針(案)3 再建を行いつつ存続する

経営悪化の状況にあつて、なおかつ社会的ニーズが高いなど第三セクター等の存在意義が認められる場合は、事業内容、組織体制、公的支援のあり方など抜本的な経営改善計画の策定を行い、経営再建に向けた取組みを推進すること。

併せて、その手続き・内容についての公平性及び透明性を確保する観点から、会社更生法(昭和27年法律第172号)、民事再生法(平成11年法律第225条)、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)等の法的整理を視野に入れた検討も行うこと。

計画策定等の 取組み方向	従前の経営方針・事業計画とともに、組織体制(職員数、職員給与、市の支援のあり方等)について、抜本的な見直しを行った経営改善計画の策定及びその推進を図る。
-----------------	--

見直し方針(案)4 第三セクター等の統合を行う

第三セクター等が実施する事業や法人の設立目的等において類似性を有する法人がある場合は、効果的・効率的な組織運営や事業推進、収支改善、市財政負担の軽減の観点から、「統合」を目指すこと。

併せて、現在の業務範囲を整理することにより、より一層の経営の効率化が図られる可能性がある場合は、必要に応じて当該第三セクター等の業務範囲の見直しの検討を行うこと。

計画策定等の 取組み方向	第三セクター等の統合に向けた実施計画の策定とともに、取組み推進を行う。
-----------------	-------------------------------------

見直し方針(案)5 第三セクター等を廃止、解散(清算)する

社会経済情勢の変化に基づき、事業効果が著しく低下している場合、第三セクター等として所期の設立目的を達成した場合、第三セクター等そのものの役割が終了している場合、または経営悪化の状況にあり、今後も債務超過や経営収支の改善が見込めず事業の存続が困難と思われる場合は、債権者等関係者との役割分担を明確にしつつ、第三セクター等の廃止、解散を検討すること。

併せて、第三セクター等の清算については、その手続きについて責任分担の透明性の確保等の観点から、法的手続き(破産、特別清算)の活用を視野に入れ早急に対応方策を検討すること。

なお、当該第三セクター等が雇用している職員等の雇用の確保については、十分な見通しを立てた上で方針に沿った取組みを進めること。

計画策定等の 取組み方向	廃止、解散、清算(事業や株式、施設の民間譲渡を含む)に向けた実施計画の策定と取組みの推進を行う。
-----------------	--

見直し方針(案)6 完全民営化を行う(事業や株式、施設の民間譲渡を含む)

経営状況の良好、悪化にかかわらず、民間において類似事業が取り組まれている場合など、公的関与の必要性は薄れてきていると考えられるものについては、出資等の引揚げ、株式の民間への譲渡、当該第法人が管理運営していた施設等の譲渡など、完全民営化を進めること。

なお、当該第三セクター等が雇用している職員等の雇用の確保については、引き続き民間法人に引き継いでもらうようその取組みを進めること。

計画策定等の 取組み方向	完全民営化や事業・施設の民間譲渡に向けた、実施計画策定及び取組み推進を行う。
-----------------	--

見直し方針(案)7 見直し方針(案)の検討及びその他の見直しを行う

点検評価等の結果から何らかの見直しは必要であるが抱える課題や問題等が複雑であり見直し方針(案)策定までに一定期間の詳細な検討期間を必要とする場合、その他上記方針2から方針6にない見直しが必要な場合等においては、個々のケースに応じた見直し、検討の取組みを進めること。

取組み方向	見直し方針(案)の検討、法人類型の見直し、事務局体制の見直しなどの取組みを行う。
-------	--

様式2 都城市第三セクター等見直し方針(案)及び点検評価結果報告書

法人名		所管課／担当者(内線)						
見直し方針(案)								
見直し方針(案)を実施するにあたっての課題、問題点								
※指定管理者(公募)のみ記入 指定されなかった場合の職員処遇の考え方								
法人設立の根拠法等								
事業類型の別								
類似する第三セクター等、民間営利企業、非営利団体の状況								
第三セクター等としての役割・存在意義								
住民利用・外部効果の状況								
法人設立目的と公共サービス・事業内容との整合性								
※公益法人(財団、社団)のみ記入 公益目的事業比率								
特記事項								
		年度	今年度					
累積欠損金(当期末処分損益)の状況		金額 (千円)						
累積欠損金の収支改善状況								
当期損益(収支)の状況		金額 (千円)						
株式会社	販売費及び一般管理費の状況	金額 (千円)						
	「経常損益＋使用料収入」の状況 ※経常損益は、「利用料金収入」を含み、「市の補助金・事業委託料」、「指定管理料」を除いたもの。	金額 (千円)						
公益法人等	当期収入額	金額 (千円)						
	当期自主財源 (会費、協賛金、参加料、雑収入を含む)	金額 (千円)						
	(当期収入額に占める割合(%))	%						
	当期行政補てん額(補助金・委託金等)	金額 (千円)						
	(当期収入額に占める割合(%))	%						
貸借対照表	流動資産	金額 (千円)						
	固定資産・その他の資産							
	資産合計							
	流動負債							
	固定負債							
	負債合計							
	株式会社		資本金					
			法定準備金					
			当期末処分損益					
	公益法人等		正味財産					
			(うち基本金)					
			(うち当期正味財産増加額)					
	資本合計							
	負債・資本合計							

第3章 市議会への報告

- ① 市議会への経営状況説明書の提出が義務付けられている市からの出資等の比率が2分の1以上の法人については、総会等終了後の直近の議会に株主総会資料等を提出し、必要に応じて所管常任委員会において経営状況を説明すること。
- ② 市の出資等の比率が2分の1以上の法人を設立しようとする場合は、法人の設立目的、出資の形態、設立の時期など基本的な事項について、あらかじめ所管常任委員会に報告すること。

参 考 資 料

□ 地方自治法、地方自治法施行令関係	19
□ 第三セクターに関する指針の改定(H15.12)	20
□ 公益法人の設立許可及び指導監督基準(H9. 12改正)	25
□ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(H18.6)	28
□ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(H18.6)	29
□ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について／骨太方針2006(H18.7)	29
□ 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(H18.8)	29

■出資の根拠

地方自治法第 238 条第 1 項第 6 号に公有財産として「株券」が明記されており、また、地方自治法施行規則別表には 24 節「投資及び出資金」について「債権及び株式の取得に要する経費並びに財団法人の寄付行為に係る出えん金等」と記載されている。地方公共団体が出資する目的は、以下の 2 つがある。

- ① 一定の事業を営む法人又は組合に対する設立又は財政的援助（第三セクターへの出資等）
- ② 出資による財産保有の手段として有利で確実な事業への投資（資産運用型）

■市長の調査権と対象法人

地方三公社及び市の出資等比率が 50%以上の法人

（予算の執行に関する長の調査権等）

地方自治法第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

地方自治法施行令第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

2 当該普通地方公共団体及び 1 又は 2 以上の前項第 2 号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。

3 当該普通地方公共団体及び 1 又は 2 以上の第一項第二号に掲げる法人（前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第 1 項第 3 号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。

4 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする

一 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

二 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

■監査委員の監査権と対象法人

市の出資等比率が 25%以上の法人

地方自治法第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

地方自治法第 199 条第 7 項 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

地方自治法第 199 条第 8 項 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関

係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

地方自治法第 199 条第 10 項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

地方自治法施行令第 140 条の 7 地方自治法第 199 条第 7 項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人とする。

2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第 152 条第 1 項第 2 号に掲げる法人(同条第 2 項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人は、前項に規定する法人とみなす。

3 地方自治法第 199 条第 7 項後段に規定する当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

■議会のチェック

地方三公社及び市の出資等比率が 50%以上の法人

(財政状況の公表等)

地方自治法第 243 条の 3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年 2 回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の前高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(法人の経営状況等を説明する書類)

地方自治法施行令第 173 条 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 地方自治法第 243 条の 3 第 3 項に規定する政令で定める書類は、信託契約で定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類とする。

第三セクターに関する指針の改定

平成 15 年 12 月 12 日
総務省

第三セクターに関する指針の改定

第三セクターを取り巻く状況や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、第三セクターに関する指針(平成11年5月20日)を改定し、各都道府県知事及び各指定都市市長宛に通知しました。(別添参照)

1 改定の背景

(1) 第三セクターを取り巻く社会経済情勢が大きく変化していること。

ア 不良債権問題の解決、企業及び産業の再生、規制改革の推進

イ 国及び地方公共団体における財政状況が一段と悪化

(2) 第三セクターの経営は一段と厳しさを増していること。

ア 解散、倒産件数(平成12年 28法人 →平成14年 68法人(143%増))

イ 赤字法人数(平成12年 2,364法人 →平成14年 2,470法人(4%増))

ウ 赤字法人における赤字金額(平成12年 1,602億円 →平成14年 1,756億円(10%増))

※ 解散、倒産件数については、東京商工リサーチ調べ、赤字法人数、赤字法人における赤字金額については、総務省調べ

2 改定のポイント

(1) 外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること。

(2) 政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ること。

(3) 情報公開様式例を参考に積極的かつ分かりやすい情報公開に努めること。

(4) 完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めること。

(別添)

総財経第398号
平成15年12月12日

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

総務省自治財政局長

第三セクターに関する指針の改定について

政府においては、経済社会の構造改革推進に向け、不良債権問題の解決、企業及び産業の再生、規制改革の推進等各般の取組みが進められており、加えて、国及び地方公共団体においても、財政状況の一段の悪化等その取り巻く状況は大きく変化してきています。

一方、第三セクターを取り巻く状況もバブル崩壊後経済環境が変化する中で、経営が深刻化するなど一段と厳しさを増しており、地方公共団体においては、このような社会経済情勢の変化等に的確に対応し、関係する第三セクターについて、その運営改善等に積極的に取り組むことが求められています。

第三セクターの活用にあたっては、指定管理者制度の創設等も踏まえ、他の手法で行う場合との比較も行いつつ、当該第三セクターの意義、費用対効果、収支の見通し、関与のあり方等について絶えず検証するとともに、第三セクター方式のメリットが十分に発揮されるよう、民間の資本や人材の参画を促進する等その経営ノウハウを積極的に活用する必要があります。

また、第三セクターの経営悪化は設立団体の財政運営に大きな影響を及ぼすケースもあり得ることから、地方公共団体は第三セクターの健全な運営の確保に万全を期し、もって住民の信頼に応えていくことが不可欠であり、点検評価の結果を踏まえつつ、必要に応じて、事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民営化等を行うことが望まれます。また、経営悪化が深刻化し第三セクターの存続が危ぶまれる場合には、問題解決を先送りすることなく、法的整理を含め抜本的な対応を行う必要があります。

これらの諸点を踏まえて、今般、次のとおり第三セクターに関する指針を改定することとしました。各地方公共団体におかれましては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その徹底を図られるようお願いいたします。

第三セクターに関する指針

第1 一般的留意事項

- (1) この指針において、第三セクターとは、地方公共団体が出資又は出せん(以下「出資」という。)を行っている民法法人及び商法法人をいう。
- (2) 行政目的を達成するための手段として第三セクターの活用を図ることがふさわしいというケースは、今後とも考えられるところであるが、一部の第三セクターにあっては、経営改善が行われないうまま、赤字の累積等により経営が深刻化しているものが見受けられること等にかんがみ、地方公共団体は外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、政策評価の視点も踏まえた第三セクターの点検評価の充実、強化を図る必要があること。また、事業内容、経営状況、公的支援等について積極的かつ分かりやすい情報公開に努める必要があること。
- (3) 他の団体と類似の業務を行うもの、既に目的を達成したと思われるもの、事業の存続が困難と思われるものなどの統廃合や完全民営化等を積極的に進める必要があること。
また、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等を不断に行うとともに、積極的に運営の改善を促すこと。
- (4) 経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行うこと。その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について判断をすべきであること。
- (5) 不良債権問題の解決については、主要行における取組みと併せて、中小、地域金融機関における「リレーシヨシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日金融庁)に基づく、中小企業金融再生等に向けた取組みに留意すること。
- (6) 市町村合併の協議に際しては、専門家の意見を聞いた上で、関係第三セクターの整理、統合等を検討すること。
- (7) 現に第三セクターに公の施設の管理を委託している地方公共団体にあつては、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことを踏まえ、第三セクター以外の民間事業者の活用について、積極的に検討を行うこと。
- (8) 都道府県にあつては、市町村の求めに応じて企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市町村の外部監査体制や点検評価体制が充実、強化されるよう支援することが望ましいこと。

- (9) 民法法人である第三セクターにおいては、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、新たな非営利法人制度の創設等の検討が進められていることについて、また、商法法人である第三セクターにおいては、販売用不動産等について強制評価減の取扱いが適用されていることに加え、事業用資産について減損会計の適用が検討されていることについて、それぞれ十分留意する必要があること。

第2 第三セクター方式を選択するに当たっての留意事項

1 事前の十分な検討

- (1) 第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)を踏まえることが適当であり、一般的には、次のような事業に限って活用されるものであること。
- (ア) 社会的便益が広く地域にもたらされる事業
 - (イ) 事業収益を一定程度地域社会に帰属させることが望ましい事業
 - (ウ) 民間資本を中心とする事業であるが、地域振興等の観点から地方公共団体が資本参加をする必要があると認められる事業
- (注) 必ずしも明確に分類できるとは限らないものであるが、(ア)及び(イ)は「行政補完型第三セクター」と、(ウ)は「公民協調型第三セクター」ということができる。
- (2) 第三セクター方式を選択するか否かの判断を行うに当たっては、事業の性格、内容を踏まえ、PFI方式等他の事業手法との間で、提供するサービスの水準と公的支援などの事業コストとの関係を可能な限り数量化した上で比較衡量(いわゆる Value for Money の考え方)する必要があること。
- さらに、第三セクター方式を選択することとした場合にあっては、民法法人、商法法人それぞれの特色を踏まえ、適切な法人類型を選択する必要があること。
- (3) 将来にわたる需要予測に当たっては、外部の専門家の意見を聞く等客観性、専門性の確保に特に留意した上で、複数の需要予測の案を盛り込み、可変性を考慮したある程度幅を持たせた事業計画案を検討するとともに、将来的には収支が均衡する見込みはあるものの、当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを十分踏まえた上で事業採択の適否を検討する必要があること。
- (4) 第三セクターへの出資については、前記(1)に示した事業の分類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況等も勘案しながら、公民の役割分担の考え方を踏まえ、検討を行うこと。その際、地方公共団体の出資は、一般的には必要最小限とすることが適当であること。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきであること。
- 一方で、地方自治法における出資割合に応じた関与の規定を十分踏まえ、商法法人にあっては、株主が出資の割合に応じて行使することが可能となる権利についても勘案しつつ、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある等の場合においては、所要の出資割合を確保することについて検討する必要があること。
- なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内(有限責任)であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間ではもとより対外的にも明確しておく必要があること。
- (5) 事業実施に当たり、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意した上で、多額の有利子負債を抱えることにより将来の経営を圧迫することとならないよう、設立当初に適切な資本金等を確保する必要があること。
- (6) 指定管理者制度の導入を踏まえ、公の施設の管理を行わせるために新たに第三セクターを設立することについては、慎重に対応されたいこと。

2 公的支援のあり方

- (1) 第三セクターは独立した事業主体であり、その経営は当該第三セクターの自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、その性質上当該第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクターの事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではないこと。なお、公的支援を行うとした場合には、あらかじめ地方公共団体と第三セクターの間で公的支援の考え方を取り決めておくことが適当であること。
- (2) 第三セクターの資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、これに基づく資金調達が困難である場合には、第三セクター方式による事業化を原則として断念すべきであること。
- こうした事業であっても公共性、公益性の観点からなお実施する必要がある場合には、補助又は貸付け等により、財務の安全性を高めることを通じて資金調達が可能となるようにすることが適当であり、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、第三セクターの資金調達に関する損失補償は、原則行わないこととすべきであること。
- 真にやむを得ず損失補償を行う場合にあっては、その内容及び必要性、更には対象となる債務についての返済の見通しとその確実性について、議会及び住民に対して十分説明し、理解を得ておくとともに、他の出資者等との

関係でこれを超えた負担は存在しないことを対外的にも明確にしておくべきであること。

- (3) 地方公共団体の長等が第三セクターの債務について私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあるため避けるべきであること。

3 運営体制

- (1) 第三セクターの経営に当たっては、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておく必要があること。
- (2) 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めること。当該第三セクターの事業内容あるいは他の出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあっては、その職責を十分果たし得るよう検討した上で就任する必要があること。
なお、地方公共団体の職員を派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)等を踏まえ、適切に対応すること。

4 議会への説明と住民への情報公開

- (1) 議会に対しては、地方公共団体は、事業及び行政関与の必要性、第三セクター方式を選択することの妥当性、公的支援の必要性及び内容、運営体制等に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明しておくべきであること。
- (2) 地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報等を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要があること。

第3 運営の指導監督等に当たっての留意事項

1 監査

- (1) 第三セクターに対する財政援助に係る監査(地方自治法第199条第7項前段)を適切に行うとともに、出資法人に対する監査(同後段)及び外部監査制度(同法第252条の37第4項等)を活用するなどにより、第三セクターに対する地方公共団体の監査体制を強化することが適当であること。
- (2) 一定の要件を満たす商法法人については、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられていること、また、一定の要件を満たす民法法人については、「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)等に基づき、公認会計士等による外部監査を受けるよう要請されていることについて、その趣旨の徹底を図るとともに、上記以外の第三セクターについても、可能な限り公認会計士等による外部監査を受けるよう指導監督を行う等、厳正な監査の推進のために必要な措置を積極的に講じるべきであること。

2 定期的な点検評価

- (1) 出資を行った地方公共団体は、事務事業に関する政策評価等を活用しつつ、第三セクターの点検評価を定期的に行うことが適当であること。この場合、対象事業に関わる行政施策を担当する部局だけではなく、行財政改革全般を担当する部局の関係者、公認会計士等の経営に関する有識者、第三セクターの経営責任者等で構成される点検評価を行うための委員会等を設置するなどにより行うことが適当であること。
また、複数の地方公共団体が出資している第三セクターについては、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って点検評価を行う必要があること。
なお、これらの地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター自らが点検評価を積極的に行うよう指導監督等を行う必要があること。
- (2) 点検評価に当たっては、事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター方式活用の妥当性についてそれぞれ確認を行うとともに、設立目的や趣旨に沿って事業が展開されているか、社会経済情勢の変化に対応して事業内容等の見直しは必要ないか、事業が効率的に実施されているか等について、検討を行うこと。さらに、経営諸指標の分析、事業計画と実績との比較等経営状況全般についての検討を行うことが必要であること。
その結果、事業効果が低下しているとみられるもの、事業としては順調に運営されているが、行政目的は既に達成されているあるいは公的関与の必要性は薄れていると考えられるもの等については、公的支援の見直し、更には株式の民間への譲渡、完全民営化等について検討すること。また、経営の悪化が認められる場合には後記第4に基づき、適切に対応すること。
なお、経営諸指標の数値水準は第三セクターの業種や設備投資の多寡等によって異なるものであり、設立時の資本金の不足や災害等、経営の責めに帰すべきではない理由によって経営諸指標が悪い場合等もあることに留意すること。
また、あらかじめ総合的に予備的診断を行うことが適当であり、その参考例を示すと別記1(PDF)のとおりであること。
- (3) 「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価書」(平成15年4月15日総務省行政評価局)において、総合保養地域整備法に基づく政策の抜本的な見直しが必要であるとされたこと等を踏まえ、国の施策によって設立等が推進

されてきた第三セクターについても、当該施策の動向や社会経済情勢の変化を踏まえ、適切な見直しを行うよう検討する必要があること。

- (4) 都道府県知事はその設立を許可した民法法人である第三セクターについては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)を踏まえ、設立許可権者として適切に指導監督を行う必要があること。
- (5) 第三セクターにおける資金の管理運用については、管理及び運用に関する基本方針と基準を明確にするよう求めるとともに、地方公共団体が行う点検評価に当たっても、この点に留意すべきであること。

3 議会への説明と住民への情報公開

- (1) 地方公共団体の出資比率が二分の一以上である第三セクター及び地方公共団体が資本金等の二分の一以上の債務を負担している第三セクター等の経営状況については、議会への報告義務が定められているところである(地方自治法第243条の3)が、これらの場合以外でも、地方公共団体が筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況、更には債務超過であること等経営諸指標(経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等)の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる第三セクターについては、適宜議会にその経営状況を説明するようにすること。
- (2) 第三セクターの経営状況に関する情報については、商法法人については、商法により取締役が貸借対照表又はその要旨を公告すること、民法法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等により公益法人の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開することとされており、地方公共団体は、その徹底を図る必要があること。
- (3) 地方公共団体は、公的支援の内容及び当該地方公共団体の出資比率が二分の一以上である第三セクター等の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう努める必要があること。
また、当該地方公共団体の出資比率が二分の一未満である第三セクターについては、筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる第三セクターについても、同様の対応をすることが望ましいこと。
さらに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供に努める必要があること。
地方公共団体は、第三セクターに対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努めること。
- (4) 地方公共団体による第三セクターに関する情報公開様式例を別記2(PDF)のとおり示すので参考にされたいこと。
- (5) 民間企業においては、個別企業の情報からグループ全体の連結情報を中心とした情報を公開するよう企業会計制度が転換されたところであり、また、地方公共団体においても、普通会計のみならず特別会計を含めたバランスシートや行政コスト計算書を作成し、地方公共団体全体としての財政状況を住民に説明しようという試みが見られるようになってきていることを踏まえ、地方公共団体は、第三セクターの個別の情報公開を充実させることに加え、一定の関与が認められる第三セクター全体の財務状況について、総体的な把握ができるよう、それぞれの法人の財務数値とその合計額、純計額等を記載した表を作成し、公開するよう努めることが望ましいこと。

第4 経営悪化時の対応に当たっての留意事項

1 経営悪化時における速やかな対応

- (1) 第三セクターにおける監査や点検評価の結果、累積赤字の大幅な増加や改善の見込みのない債務の累積等により経営状況が深刻である場合はもとより、需要実績が予測を大きく下回る等により経営が悪化しつつある場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、抜本的な経営改善策の検討を行うこと。その際には専門家の意見も踏まえつつ、債権者等関係者と十分に協議し、経営実態に対する認識を共有するよう努めること。その上で、その改善が極めて困難である場合には、法的整理の実施等についての判断をすべきであること。
- (2) これらの判断に当たっては、経営状況に着目した評価のみならず、第三セクターの行っている事業が地域振興等の公共、公益的使命を果たしているかといった行政上の判断を加味した上で、事業存続の必要性や事業手法の見直し、出資比率等の関与のあり方などについて抜本的に検討する必要があること。その際には、客観性及び専門性、公平性及び透明性の確保に特に留意すること。

2 経営改善を実施する場合の留意点

- (1) 点検評価の結果などから、経営の改善により事業を存続させることとした第三セクターに対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導監督等を行うこと。この場合、当該計画は、客観性及び専門性を確保する観点から点検評価を行うための委員会等に諮り審査することが適当であること。
なお、当該計画の策定に当たっては、通常の経営改善策だけでなく、合併、事業の一部譲渡等を含めた幅広い手法を検討すべきであること。
- (2) こうした経営改善策の実施に伴い、追加的な公的支援が求められる場合にあっては、経営責任を明確化した上で、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、抜本的改革が行われることを前提にその適否を検討するとともに、公的支援の手法、内容等については、地方公共団体の財政運営に与える影響を十分考慮した上で、必要最小限のものとすべきであること。

また、この場合、地方公共団体は、通常報告される財務諸表以外の第三セクターの経営状況に関する情報、経営悪化の原因の分析結果、新しい事業計画案の作成の前提条件等についても、あらかじめ議会等に対して十分説明し、経営改善に係る公的支援についての理解を求める必要があること。

3 経営の改善が極めて困難とされる場合の留意点

(1) 地方公共団体の点検評価の結果などから、経営の改善が極めて困難と判断されるものの、何らかの形で事業を存続させる必要があると判断した場合には、その手続、内容についての公平性、透明性を確保する観点から会社更生法(昭和27年法律第172号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)等の法的整理を選択することが適当であること。

また、経営の改善及び事業の存続が極めて困難と判断した場合には、債権者等関係者との責任分担を明確にしつつ、事業の廃止を決断すること。さらに、第三セクターを清算する場合には、法的手続(破産、特別清算)の活用について検討する必要があること。

(2) 法的整理等の実施に当たっては、それぞれの手続によって、対象法人、担保の扱い、債権者の扱い、各種手続のスケジュール、効力等に差異が生じるため、それぞれの特徴や注意点を十分理解した上で選択する必要があるとともに、あらかじめ債権者等関係者と協議を行う等により、その手続が円滑に進められるよう留意することが望ましいこと。

(3) 債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担を負うというのが原則であり、過度の負担を負うことのないようにすべきであること。

また、既存施設の利活用等について、行政として対応する場合については、それ自体に公共性が必要であり、その点を慎重に判断して決定すべきであること。

(4) 第三セクターの経営再建、清算等に際し、地方独立行政法人制度を活用することは厳に慎むこと。

公益法人の設立許可及び指導監督基準

平成8年9月20日閣議決定

同9年12月16日一部改正

同18年8月15日一部改正

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

1. 政府としては、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図るため、公益法人等指導監督連絡会議を開催し、「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」、「公益法人の運営に関する指導監督基準」等を決定し、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行ってきたところである。
2. 公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
3. また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙2のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。
4. 政府は、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行っていくとともに、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、毎年度「公益法人に関する年次報告」(仮称)を作成することとする。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

2. 事業

(1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

- ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
- ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。
- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。
- (6) 公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあつては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。
 - ① 規模
収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。
 - ② 業種
収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。
 - ③ 利益の使用
収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。
- (7) 所管官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」の一部改正について(平成18年8月15日閣議決定)による改正時において、所管する官庁の出身者が占める割合を理事現在数の3分の1以下とする基準に適合しないこととなる公益法人に対し、現職理事の任期等に配慮しつつ、原則2年以内のできるだけ早い時期に本基準に適合するよう強力に指導するものとする。評議員についても同様とする。

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその付属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかげはなれた名称

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。
- ⑤ 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(2) 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記(1)－②～④、⑥を準用すること。

(3) 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)―①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員(可能な限り常勤職員)を置くこと。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。
- (2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。
- (3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。
- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。
- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高かつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- (6) 公益法人が長期借入(返済期限が1年以上の借入をいう。)を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。
- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。
 - ① 財団法人における基本財産
 - ② 公益事業を実施するために有している基金
 - ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
 - ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
 - ⑤ 負債相当額
- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 上記5―(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

① 定款又は寄附行為	⑥ 正味財産増減計算書
② 役員名簿	⑦ 貸借対照表
③ (社団法人の場合)社員名簿	⑧ 財産目録
④ 事業報告書	⑨ 事業計画書
⑤ 収支計算書	⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

8. 経過措置等

- (1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。
- (2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。
- (3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。
- (4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。
その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。
また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。
- (5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。
- (6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

（公益目的事業の収入）

第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（公益目的事業比率）

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

（税制上の措置）

第五十八条 公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

別表（第2条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業

- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抜粋）

（地方独立行政法人等に対する要請）

第五十七条 地方公共団体は、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人に対し、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請するものとする。

（公益法人制度改革）

第六十六条 政府は、この法律に基づく簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、営利を目的としない民間の団体による公益的活動の発展を推進することが重要であることにかんがみ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の適切な運用を確保するとともに、政府及び地方公共団体の事務及び事業をこれらの法律による法人にゆだねる方策を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について／骨太方針2006（抜粋）

○ 公益法人

公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取組の徹底、補助金等の抑制を図り、地方においても同様の取組を行うことを要請する。また、国と公益法人等との間の随意契約の適正化を図る。

- (1) 「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。
- (2) 公益法人向け補助金等について、各政策分野の歳出削減を図る中で、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図る。

また、地方の第三セクター向け補助金等について、同様の対応を行うことを要請する。

（Ⅲ．公益法人等との随意契約の適正化）

- (1) 公益法人等（所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等）との間の随意契約については、競争入札が原則との原点に立ち帰り、厳格かつ徹底的に見直しを行った結果、従来の随意契約の約7割（所管公益法人との間の随意契約の9割強）を競争的な手法による契約に移行することとしているところである。
- (2) 今後、今回の見直しの対象とならなかった公益法人等以外との随意契約についてもすべて、本年中に同様の見直しを行う。
- (3) 情報公開の一層の充実を図る観点から、以下の措置をとる。
 - ① 所管公益法人との間の随意契約の相手方に国の常勤の職員であった者が役員として在籍している場合、その人数を公表する。
 - ② 政府調達に関する情報のホームページへの掲載方法を改善する。
 - ③ 調達に関する問い合わせの総合窓口を各府省に設置する。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（抜粋）

3 第三セクター等の人件費

- (1) 行政改革推進法57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請すること。
- (2) 「基本方針2006」においては、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しについて、法人への指導の強化・徹底等が盛り込まれた。これを踏まえ、2分の1以上の出えんを行っている公益法人に対して

は、役員の報酬・退職金に関する規程の整備と公開をはじめ、役職員の報酬・退職金等について地方公務員の給与等の水準と比べて不当に高額に過ぎないように留意するほか、役員の在任年齢についての規程を整備するなど、国と特に密接な関係を持つ公益法人と同様の取り組みを行うよう要請すること。

- (3) 「基本方針2006」においては、公益法人について、法人による給与の点検・見直しに関する取り組みの徹底に加え、あわせて国から支出される補助金等の抑制を図ることとされており、地方においても同様の取り組みを行うことを要請することとされた。国の公益法人向け補助金等については、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図ることとされており、地方公共団体においても国と同様の対応を行うなど、第三セクター及び地方公社に対して支出する補助金、委託金について抑制を図ること。
- (4) 国の特殊法人等においては、政府が任命権を有する常勤役員について、国家公務員出身者の割合を半数以内にとどめる等の取り組みが行われている。これを踏まえ、第三セクター等の役員についても、地方公務員出身者が占める割合を抑制するよう取り組みを進めること。
- (5) 地方公共団体と第三セクター等との随意契約については、国の取組(「随意契約の適正化等について」(平成18年6月28日総行第96号))を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組むこと。